

会議録

<p style="text-align: center;">令和元年度 第 1 回市川市男女共同参画推進審議会</p> <p>開催日時 令和元年 7 月 17 日 (水)</p> <p style="text-align: center;">10 時 00 分～12 時 10 分</p> <p>開催場所 男女共同参画センター 5 階 研修室 A B</p>	
六郷課長	<p>それでは、ただ今より、令和元年度第 1 回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。本日は 15 名中 14 名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
委員一同	【了承】
六郷課長	会議は公開することが決定いたしました。それでは傍聴人が入室します。
傍聴人	【入室】
六郷課長	<p>それでは、はじめに、会長及び副会長の選任でございます。こちらにつきましては、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 1 項において、「審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する」と規定されております。どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
萩原委員	和洋女子大学の大沼委員が適任かと存じます。
六郷課長	大沼委員を会長にとのご意見が出ましたが、皆様いかがでしょうか。
委員一同	【異議なし】
六郷課長	それでは、本審議会の会長は、大沼委員に決定させていただきます。
内池主幹	大沼会長は席のご移動をお願いいたします。
大沼会長	【移動、着席】
大沼会長	<p>それでは次に、副会長を決めてまいりたいと思います。副会長につきましては、前期、副会長でした鶴木委員の後任として、今期より審議会委員となられた、聖徳大学の相良委員へお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。</p>
委員一同	【異議なし】
大沼会長	それでは、副会長は相良委員に決定させていただきます。
内池主幹	<p>恐れ入りますが相良副会長は席のご移動をお願いいたします。</p> <p>【相良副会長 着席後】</p> <p>大変恐縮ですが、会長及び副会長のご挨拶をお願いしたいと存じます。相良副会長よりお願いいたします。</p>
相良副会長	<p>副委員にご指名いただきました、聖徳大学の相良と申します。どうかよろしく申し上げます。私の勤め先は松戸ですが、市川の本八幡に住んでおります。市川市民として、させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
内池主幹	続きまして、大沼会長からご挨拶をお願いいたします。
大沼会長	<p>ただいま皆様からご推挙いただきまして、会長を務めさせていただくことになりました、和洋女子大学の相良委員と申します。どうぞよろしく申し上げます。</p>

	<p>いろいろ至らないこともあると思いますが、副会長をはじめとして皆様方のご協力を賜りまして議事の進行に努め参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様にも簡単に自己紹介をお願いできればと思います。お願いいたします。</p>
秋元委員	<p>一般社団法人市川青年会議所より参りました秋元和子と申します。どうぞよろしくお願い致します。</p>
大久保委員	<p>市川市立南行徳中学校校長の大久保と申します。校長会を代表してこの会議に参加させていただきます。よろしくお願い致します。</p>
門倉委員	<p>市川人権擁護委員協議会の門倉と申します。人権の関係で男女共同参画とか総務とか大変お世話になっております。こういう会議は初めてなものですから、よろしくお願い致します。</p>
香山委員	<p>ハローワーク市川の香山と申します。この4月よりですね、ハローワーク市川に赴任をしましてまいりました。どうぞよろしくお願い致します。</p>
日下部委員	<p>市川市保健推進協議会の日下部でございます。よろしくお願い致します。</p>
藏委員	<p>中国から参りました藏理恵と申します。普段は大学で非常勤として語学を教えています。それから千葉県弁護士会の通訳をはじめ、いろんなところの通訳をしております。よろしくお願い致します。</p>
佐藤委員	<p>市川商工会議所常務理事の佐藤でございます。よろしくお願い致します。</p>
萩原委員	<p>市川市社会福祉協議会の萩原と申します。よろしくお願い致します。</p>
古山委員	<p>昭和学院短期大学の古山と申します。市川市の公立の中学校、それから市内公立の高校の校長として、公立の畑が長かったのですが、現在、私学でお世話になっておまして、そういうところでお声がかかったかと思っております。よろしくお願い致します。</p>
松本委員	<p>市民委員の松本と申します。普段は都内でサラリーウーマンをしております。それとは別にプライベートなところで、江東区の男女共同参画推進センターでイベントのお手伝いを実行委員としてさせていただいております。江東区の方では女性大学と申しまして、男女共同参画について2、3か月かけて集中的に学ぶ講座がありましてそちらを学んで修了しましてボランティアとしてさせていただいているところです。皆様からいろんな話を聞けることをとても楽しみにしております。どうぞよろしくお願い致します。</p>
村井委員	<p>市川市国際交流協会から参りました村井と申します。主に市川市に住む外国人の方との交流、また、市内に住む方たちの外国人といえども市民ですので、皆さんと人権の問題についても一緒に考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。</p>
本橋委員	<p>千葉県弁護士会両性の平等に関する委員会所属の弁護士の本橋と申します。市川市で毎週水曜日に実施しております女性のための法律相談の相談員の方も担当させていただいております。どうぞよろしくお願い致します。</p>
大沼会長	<p>皆様、ありがとうございました。これからどうぞよろしくお願い致します。それでは、会議を進めさせていただきます。</p>

	「諮問 1 市川市男女共同参画基本計画第 7 次実施計画の策定について」、及び「諮問 2 市川市男女共同参画基本計画第 4 次 DV 防止実施計画の策定について」です。事務局よりお願いします。
内池主幹	はじめに、「市川市男女共同参画基本計画 第 7 次実施計画の策定について」の諮問を行います。総務部長お願いいたします。
総務部長	市川市男女共同参画推進審議会 会長 大沼良子様。市川市長 村越祐民。諮問書でございます。市川市男女共同参画社会基本条例第 13 条第 2 項に基づき下記の事項について貴審議会に諮問します。内容につきましては市川市男女共同参画基本計画、第 7 次実施計画の策定についてであります。どうぞよろしくお願いいたします。
内池主幹	続きまして、「市川市男女共同参画基本計画 第 4 次 DV 防止実施計画の策定について」の諮問を行います。
総務部長	引き続きまして DV 防止計画の方の諮問でございます。同様に市川市男女共同参画社会基本条例第 13 条第 2 項に基づき下記の事項について貴審議会に諮問いたします。内容につきましては市川市男女共同参画基本計画 第 4 次 DV 防止実施計画の策定についてであります。どうぞよろしくお願いいたします。
内池主幹	「諮問 1 市川市男女共同参画基本計画第 7 次実施計画の策定について」、および「諮問 2 市川市男女共同参画基本計画第 4 次 DV 防止実施計画の策定について」は、以上でございますが、諮問に関する審議につきましては、次の年次報告の審議の後、改めてご審議をお願いいたします。事務局からは以上でございます。
大沼会長	それでは、次第により会議を進めます。 報告 1「市川市男女共同参画基本計画第 6 次実施計画の年次報告について」です。事務局から説明をお願いいたします。
六郷課長	それでは、市川市男女共同参画基本計画 第 6 次実施計画における平成 30 年度の年次報告書についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。 資料 1 をお願いします。 本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例 第 9 条において、本計画における施策の実施状況は、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする」と規定されておりますことから、ご報告をさせていただくものです。 2 ページをご覧ください。 「年次報告に関する説明」です。 第 6 次実施計画の年次報告は、進行管理事業について、目標値とその実績から、「十分達成できた」から「不十分だった」までの 4 段階で評価をすることとしております。 次に、3 ページの体系図をお願いします。 こちらは、平成 20 年に策定した市川市男女共同参画基本計画の体系図になります。主要課題が 8 つ、個別課題が 24、施策が 78 に体系化されており、この基本計画に基づき、第 6 次実施計画が策定されております。

第6次実施計画では90の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が61事業あります。

第6次実施計画で進行管理していく29の事業について、その概要を4ページから7ページに一覧でまとめております。

それでは、8ページをご覧ください。

主要課題ごとのまとめで、成果指標に係る平成30年度の結果およびその達成率を記載しています。なお、主要課題1を除き、市川市e-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としております。

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進では、2つの成果指標に対し、30年度の結果は、「各種審議会等の女性委員割合」が目標値36%に対して28.7%、「市職員の女性管理職割合」は目標値24%に対して20.8%と、いずれも目標値に達しない結果となりました。市職員の女性管理職割合は上昇したものの、審議会の女性委員の割合は昨年度を下回る結果となり、目標値の達成はもちろんですが政策・方針決定課程に男女がともに参画できるよう、進行管理事業を中心に、女性登用促進のための取り組みを行ってまいります。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進では、成果指標の目標値17%に対して結果は13.0%と、昨年度の数値も下回る結果となりました。

アンケートでは、「男性が優遇されている」と感じている方が約65%を占めております。次世代を見据えた男女平等教育の推進や、情報の発信により男女の地位が平等となっていると感じる方が増えるよう、これからも様々な機会を通じ啓発を行ってまいります。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現 では、成果指標の目標値75%に対して、69.8%という結果となりました。

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実では、成果指標の目標値47%に対して、44.7%という結果でした。

主要課題3では、3割の方にワーク・ライフ・バランスという言葉が認知されておらず、主要課題4では、5割以上の方が、夫は外で働き、妻は家を守る方がよいとの考えであるとも言えることから、性別役割分担意識の解消に向け、幅広い世代に対し、周知と啓発を継続していく必要があります。

主要課題5 生涯を通じた健康支援では、成果指標の目標値67%に対し、結果は65.5%ではありましたが、多くの方が健康のため、何らかの取り組みを行っていることがわかりました。

健康に関する講座・講演会等、あるいは、実際に体を動かすイベントなどを通じて、健康へのきっかけをつくりながら、今後も市民の健康の保持増進を支援してまいります。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶では、成果指標の目標値87%に対し、94.4%の方がDVは人権侵害である、と認識をされていました。昨年度より大きく数値を伸ばし、着実に人権侵害の認識や、DVを含む暴力は決して許されるものではない、との考えが浸透してきていると感じております。今後も多くの方に

正しい知識を持っていただけるよう、啓発に努めてまいります。

主要課題 7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進では、成果指標の目標値 64%に対し、61.4%という結果でした。昨年度より数値を下げたことは、東京オリンピック・パラリンピックを目前にしながら、残念な結果であり、今後はイベント等を通じて外国の文化や風習を理解すると同時に、外国人にも日本の文化やしきたりを理解してもらい、お互いが住みやすい市川にしなくてはなりません。多文化を認め合う交流の推進に努力してまいります。

主要事業 8 男女共同参画を推進する体制の整備では、成果指標の目標値 80%に対し、結果は 81.4%でした。

「男女共同参画」の必要性について、啓発紙や講座、講演会などを通じて今後も広く周知してまいります。

次に、9 ページをご覧ください。

9 ページ以降につきましては、個別の事業報告書となっております。

それぞれの事業において、計画期間である 3 カ年の進行状況を比較できるよう作成するもので、平成 30 年度は 3 カ年の中間年度であります。

個々の進行管理事業についてご説明させていただきますが、重点事業、新規事業および女性活躍推進法の推進計画の実施事業として位置付けられている事業を中心に、抜粋でのご説明とさせていただきます。

9 ページをお願いいたします。

1 審議会等への女性委員の参画推進 です。

平成 30 年 4 月 1 日現在の女性委員の割合が、30.3%であったことを受け、目標数値に達していない審議会等に対し、改善計画書の提出を求めました。残念ながら、女性委員のいない審議会等も存在しています。

今後も、委員の改選時期等、適切なタイミングで要請を行い、女性登用が促進されるよう、積極的に働きかけを行ってまいります。

2 女性職員の管理職登用の促進 です。

女性職員の上位職昇任への意識啓発として、管理職昇任試験の受験資格を初めて有した女性職員と、翌年に有する女性職員に対し、「女性職員研修」を実施しました。管理職昇任試験における女性の割合は、上昇傾向にあります。

また、現に管理職である女性職員を対象に、その責務等を再確認するとともに、女性管理職同士の横のつながりを構築してもらうための研修を実施し、昇任後のフォローアップをはかりました。

女性職員研修による意識改革と並行し、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、管理職昇任試験受験者の増を目指すとともに、ロールモデルについても増やしていきたいと考えております。

10 ページをお願いします。

3 市川市女性人材登録台帳の活用 です。

30 年度は、男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師等に台帳への登録を依頼しました。登録者を増やすとともに、より利用しやすい台帳となるよう整備を行い、積極的な活用を今後も働きかけてまいります。

4 市職員への男女共同参画に関する研修の実施 です。

新規採用職員および女性職員を対象とした研修で、男女共同参画の必要性をカリキュラムに取り入れ、また、ワーク・ライフ・バランスセミナーでは、市の職員も受講可能な講座としました。市職員全体で男女共同参画の意識を持てるような研修を今後も実施してまいります。

11 ページをお願いします。

6 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信 です。

30年度は、情報紙を4回発行したほか、男女共同参画週間等に合わせ、広報紙やWebサイト上での情報発信を行ったり、当センターで開催される講座や、イベントに関する情報発信を行いました。今後もより多くのツールを活用しながら、情報発信を行ってまいります。

12 ページをお願いします。

7 男女共同参画推進のための講演会・講座の実施 です。

30年度は主催と共催を含め、21回の講座等を実施することができました。これからも、多くの方に興味を持って参加していただき、かつ、満足していただける講座等の企画をしてまいります。

14 ページをお願いします。

11 未就学児への男女共同参画啓発 です。

この事業は、保育園や幼稚園の園児を対象に、人権意識の啓発を行うものです。30年度は、信篤幼稚園で、人権擁護委員が紙芝居による人権教室を実施いたしました。未就学の早い段階から人権問題に触れることは非常に重要であると考えており、今後も継続して活動を実施してまいります。

15 ページをお願いします。

13 人権講演会の実施 です。

この事業は、中学生に人権の尊さを理解してもらえるよう、人権講演会を実施するものです。例年2校での実施に留まっておりましたが、30年度から1校増やしての実施となりました。今後もより多くの生徒が受講できるような、講演会の実施方法を検討してまいります。

17 ページをお願いします。

17 就労支援に関する講座等の実施 です。

30年度は、復職や求職を検討している女性を対象に、パソコン操作に関するセミナーを開催したほか、「ハッピーライフ&キャリアフェスタ」の中で、就労支援に関する相談会を実施しました。女性活躍推進法の施行も踏まえ、ハローワークや関係部署、支援団体と連携しながら、より有益な講座となるよう今後も内容を工夫して実施してまいりたいと思います。

18 ワーク・ライフ・バランス推進事業 です。

この事業は、事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、30年度は、「働きたくなる 最高の職場をつくろう」と題しての、セミナーを開催いたしました。今後も、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでまいります。

	<p>18 ページをお願いします。</p> <p>19 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 です。</p> <p>30 年度は、説明会としては実施されませんでした。ワーク・ライフ・バランス通信による情報配信を行っております。第3次市川市役所次世代育成支援行動計画である「職員みんなで支え合い計画」と連動し、長時間労働の是正や、年次有給休暇の積極的な取得など職場環境を改善しながら、市職員が安心して就労を続けられるよう取り組んでまいります。</p> <p>20 ページをお願いします。</p> <p>23 健康についての意識啓発のための講座等の実施 です。</p> <p>この事業は、健康についての意識啓発のための講座を実施するもので、第6次実施計画にて新規に設けた事業となります。30年度はヨガ講座を開催し、好評をいただきました。生涯を通じた健康に寄与するために、各世代に向けた啓発を検討してまいります。</p> <p>22 ページをお願いします。</p> <p>27 相互理解のための啓発・交流事業 です。</p> <p>この事業は、在住外国人が安心して暮らしやすい地域社会をつくるための意識啓発や交流活動を行うものです。30年度は、「茶道 DE 交流会」として、参加型の異文化交流会を実施いたしました。より多くの在住外国人に参加してもらえる方法を検討し、関係団体と連携して、在住外国人と日本人が交流できる機会を提供してまいります。</p> <p>最終の23ページをお願いいたします。</p> <p>29 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 です。</p> <p>アンケートの回答を見ますと、男女の地位の平等については、進んでいるとは言いがたい結果です。男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、実施計画を着実に進めてまいります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
大沼会長	<p>事務局からの報告は終わりました。</p> <p>何かご意見はございますか。</p>
松本委員	<p>22 ページの相互理解のための啓発・交流事業についてですが、いただいた資料を拝見し、参加者が少ないと感じました。</p> <p>茶道体験は日本の文化に興味のある人には参加してもらえるテーマだと思いますが、むしろ、日本に来て市川市に住んでいる外国の方に、出身の国の文化を市川市に、日本人に紹介してもらえるイベントをしていただいたほうが、当事者として関わってもらえるのではないかと考えました。</p> <p>ここで専門でいらっしゃる村井委員にもご意見をいただけたら、ありがたいのですが。</p>
村井委員	<p>昨年度もこの問題について、この場で発言をさせていただいています。</p>

	<p>私も全く松本委員の考えどおりです。もともと、これは外国人の安全を、ということと考えられている事業なのに、茶道体験というのはあまり目的に合っていないのではないかというのがひとつ、それからここにもあるとおり、外国人の方の参加が少ないということですが、私ども国際交流協会の方にご相談なり、協力なりを要請していただければ、もっと私たちも外国人の方に日本の文化を紹介するのではなく、むしろ自分たちが主体的に活動できる場を作ってきているのです。そういった形でコラボレーション出来れば、もっと深い事業ができるのではないかということをご意見を昨年度も提案させていただいております。</p>
大沼会長	<p>松本委員、村井委員、ありがとうございます。 この件について、ご意見はございますか。 では、他についてのご意見はございますか。</p>
松本委員	<p>20 ページの健康についての意識啓発のための講座等の実施についてです。 私もふだん、ヨガのレッスンに通っています。確かに運動が苦手な方でも参加しやすく、自分のペースで出来るので、健康保持については良いテーマですが、男性が行きやすいかと言うと、男性にとってヨガはストレッチのイメージがあるなど、あまり魅力的とは言えないのではないかと思います。男性の気持ちがわからず、難しいところではありますが、どちらかと言うと筋トレ的な要素を取り入れたほうが参加してみようかな、と思われるのではないかと。男性委員の方もご意見をいただけたらと思います。</p>
大沼会長	<p>どなたか、男性の委員の方でご意見をいただけませんか。</p>
古山委員	<p>初めての参加で、どういう形で意見を言えばいいのかわかりませんが、今の二つのお話で、共通して自分が思ったことを言います。的外れなことを言っていたとしたら恐縮です。 参画社会を作っていくという時に、二つの話しは仰るとおりで、こちらの作ったものに参加していただく、そして参加率を高めるためには、こういう角度がいいのではないかと、ということですが、一つの視点としては、参画・計画の段階から一緒に考えてもらって、こういう講座をしていきたいという形で参加率を高める、というのもあるかなと。今二つのお話を聞いていて、そういう角度からの講座であるとか、事業というものを作っていくのも方法かなと。 参画の段階から外国人であれば、どんな講座がいいとか、自分の国の料理を紹介したいとか、そういった視点もあるのかな、と思いました。</p>
大沼会長	<p>古山委員、ありがとうございます。 計画の段階から外国人の方、女性だけでなく男性も一緒に参加していただく、と言ったご意見でした。 他にご意見はございませんか。</p>
萩原委員	<p>健康についての啓発、ということですが、市では例えばスポーツセンターですとか、公民館で健康に関する企画をしていると思います。この男女共同参画センターで何かをするにも難しいものがあると思います。男女共同参画センターだからこそ、女性を対象にヨガということもあったのではないのでしょうか。 視点をどうするのか、男性が少ないと言うのも、いろいろあるでしょうから、</p>

	女性の視点でヨガだったのかなと思います。古山委員の仰ったように、計画の段階から意見を取り入れるのも大事なかなと思いました。
大沼会長	萩原委員、ありがとうございました。 この件に関しまして、他に意見はございませんか。
松本委員	ワーク・ライフ・バランスの推進ですとか、女性管理職の登用率の上昇についてです。 私は普段、サラリーウーマンとして働いていたり、男女問わず、同僚と働いている中で、理念を浸透させていくことは大事ですが、育児や介護、そういった事情を抱えていない人でも「お互いさまだから」という気持ちでお互いに気持ちよく休みを取れるか、というところが大事なのではないかと考えております。 と言うのは、私が今、勤務している場ではもちろん、産休、育休、介護休暇される方がいらっしゃるのですが、そういった事情を抱えていないフリーの立場、自分の時間の融通がきく方は、長期間のお休みを取って「海外旅行に行ってきます。」とか、そういったことが割りと気軽にできます。それが出来ると、育児とか介護で休んでいる人に対しても、お互いさまだよねとフォローし合える雰囲気が出てきます。もちろん、育児ですとか、介護ですとか、お休みしたり、時短したりするには理解を求めていくということも大事ですが、そういった事情を抱えていない人々に対しても、働きやすく続けていけるという職場を作っていけたらいいなと考えます。 『働きたくなる最高の職場をつくろう』という講座は私も参加させていただき、ありがとうございました。 受講生として聞いていて、もったいないなと思ったのが、本来20代、30代の若い人がそのテーマで話しを聞きたいと思っているはずで、ニーズはあると思うんですけども、残念ながら出席者の方は高齢者の方が多くて、ご高齢の方が理解してくださるのはとてもありがたいことですが、ただ、本来ニーズがあって聞きたいと思っている年齢層にうまく講座の情報が届いていないことはとても残念に感じました。そこはうまくやっていけたらいいなと考えているところです。
大沼会長	松本委員、ありがとうございました。 他にはいかがでしょうか。 それでは、意見をいただいたところを修正、調整して、みなさまにご確認いただいたのち、公表することによろしいでしょうか。
	委員一同 了承
大沼会長	ありがとうございます。 それでは、引き続き、報告2「第3次DV防止実施計画の年次報告について」です。事務局から報告をお願いします。
六郷課長	引き続き、着座にて失礼いたします。 それでは資料2に基づき「第3次DV防止実施計画」における、平成30年度の年次報告書についてご説明いたします。 2ページをご覧ください。 「第3次DV防止実施計画」は「第6次実施計画」の一部でもありますので、

進行管理事業についても、条例第 9 条に基づき、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するもの」とされております。

なお、進行管理事業の評価や年次報告書の構成は、「第 6 次実施計画」と同様となっております。

3 ページの体系図をご覧ください。

本実施計画は、「DVの根絶」を基本理念とし、4 つの基本目標、9 つの取組の方向、そして、29 の事業に体系化されております。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

4 ページから 6 ページでは、29 の事業の概要を一覧でまとめています。

次に、7 ページをご覧ください。

基本目標ごとのまとめで、成果指標に係る 30 年度の結果およびその達成率となります。

1 DVを許さない社会づくりは、「DVを知っている人の割合」を成果指標としており、30 年度の結果は、目標値 95%以上に対して 99.5%という結果でした。

DVについては、DV防止法の制定など制度設計が進むことで、社会的に広く認知されてきており、昨年度より大幅に数値を伸ばして、ほぼ 100%に近い割合で「DVを知っている」との回答を得ることができました。今後もすべての方にDVに関する正しい知識を持っていただけるよう、効果的な周知に努めてまいります。

2 安全で安心できる相談体制の充実では、「本市にDVに関する相談窓口があることを知っている人の割合」を成果指標としており、30 年度は、目標値 55%に対し、59.6%の方に相談窓口を認知していただけているという結果でした。

配偶者暴力相談支援センターの特殊性から、窓口情報は加害者には知らせず、しかし DV 被害者には確実に届けたいということから、引き続き、相談窓口の周知を工夫してまいります。

3 実効性のある自立支援の充実では、「本市のDVに関する支援について知っている人の割合」を成果指標としています。30 年度は、目標値 33%に対し 52.9%という結果で、昨年度と比較しても認知度が着実に上昇していることがわかります。

今後も支援を必要としているDV被害者が、躊躇することなく支援を活用し、早期に自立できるよう、引き続き、きめ細やかな支援を行ってまいります。

4 DV根絶の推進体制では、「市の行政支援に期待する人の割合」を成果指標としております。30 年度の結果は、昨年度より上昇したものの、目標値 83%に対して 81.2%にとどまる結果となりました。

DV被害者に配慮した切れ目のない支援を実施するため、関係機関、関係部署との共通認識のもと緊密に連携を図り、市民の方やDV被害者に期待していただけるような、寄り添った体制づくりを目指します。

8 ページをお願いいたします。

8 ページ以降につきましては、個別の事業報告書となっております、記載方法については、「第 6 次実施計画」と同様となります。

ここでも、重点事業と新規事業を中心に、個々の進行管理事業についてご説明させていただきます。

1 相談窓口の周知活動 です。

この事業は、DV相談窓口の案内チラシとカード等を市の窓口に配布するなどして、相談窓口の周知を行うものです。また、4ヶ国語に対応した案内チラシとカードを配布することで、併せて外国人への周知も行います。

配布箇所については、目標数値を達成しませんでした。30年度はカードに2次元コードを印刷し、市公式Webサイトの相談窓口案内ページにリンクさせるなどの工夫を行ったほか、外国人の国籍別の人口動態を調査し、新たにベトナム語表記への対応準備を整えました。

相談窓口の情報が、増加傾向にある外国人を含めたDV被害者に確実に届くよう、今後も庁外施設を含め、カードやチラシの配布場所の拡大をはかってまいります。

2 DV根絶強化月間の実施 です。

この事業は、毎年11月をDV根絶強化月間として、様々な世代に対しDV防止の啓発活動を行うものです。

30年11月の強化月間中には、「子どもたちをDV加害者にも被害者にもさせないために」と題したDV防止講座を実施したほか、各種媒体による広報活動を行いました。強化月間以外にも、「DVが及ぼす子どもへの影響と子どもの支援について」と題したDV防止講座を実施したほか、関連講座として「アンガーマネジメント講座」を実施し好評をいただきました。

今後は、DV加害者の気づきにつながるような啓発方法について工夫をしてまいります。

9 ページ右側をお願いします。

4 学校におけるデートDV、ストーカの予防啓発 です。

30年度は、市内15校の高校1年生を対象に、デートDVのリーフレットを配布いたしました。特に、教職員がデートDVについて正しく理解し、生徒に対して適切な対応が取れるよう、今後も継続して啓発を実施してまいります。

11 ページ右側をお願いします。

8 支援計画書による情報共有 です。

この事業は、個々のケースの支援計画書を作成し、相談員と職員が被害者の情報と支援方法を共有することで、支援体制の強化をはかるものです。

30年度は、緊急一時保護となった6ケースに対し、情報共有を行いながら個々の状況に応じた適切な対応を取ってまいりました。引き続き、情報把握のしやすい支援経過記録となるよう、相談員とともに研鑽に努めてまいります。

12 ページをお願いいたします。

10 外国人への相談の配慮 です。

この事業は、外国人の相談に対し通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えるものです。

30年度は、通訳者が在籍する国際交流団体の方を中心に、DV防止講座への参

加を呼びかけました。

外国人のDV相談において、言語を理由として相談に支障が出ないように、DVについて正しい知識と理解のある通訳者の育成に努めてまいります。

14 ページ右側をお願いします。

14 警察との連携強化 です。

この事業は、警察と緊密に連携し、緊急対応の必要な、危険性の高い被害者とその子どもの安全確保をはかるものです。

30年度は、警察と連携し、17件のケースについて対応を行いました。

DV被害者の安全確保を確実に行うためには、警察による対応が欠かせません。緊急性や危険性を適切に判断し、警察との連携を密にして、今後もDV被害者の安全確保を第一に対応してまいります。

15 ページをお願いいたします。

15 緊急一時保護の実施 です。

この事業は、緊急性の高いケースについて、婦人相談所と連携し一時保護を実施するものです。30年度に市が一時保護したケースは2件でした。

DV被害者が、DVによる身体的、精神的ダメージを受けている中、緊急一時保護により生活環境が一変するストレスを抱える状況下において、シェルターへの避難時と避難後における負担や不安を少しでも軽減できるような工夫を進めてまいります。

16 ページをお願いします。

17 生活再建に必要なDV相談証明書の発行 です。

DV被害者の方の避難後の生活再建をスムーズなものとするため、DV相談を行ったことの証明書を発行するものです。

30年度は163件の証明書を発行しました。また、これまで証明書の発行に、申請をいただいてから数日を要していましたが、ほとんどの証明書を申請日に即日発行できるよう、事務改善を行いました。1日でも早く、DV被害者の生活再建がはかれるよう、今後も迅速な支援を行ってまいります。

17 ページ右側をお願いします。

20 保護命令申し立てに関する助言・支援 です。

この事業は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に基づく保護命令に関して、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うものです。30年度の裁判所への書面提出件数は2件ありました。担当する職員が保護命令についての理解を深め、保護命令の相談に対し、今後も適切に対応してまいります。

19 ページをお願いいたします。

23 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携 です。

30年度は、95件のケースについて、関係部署等との連携、共有を図りました。

多くのDV被害者が子どもを同伴しています。DVは児童虐待にもつながることから、子どもの発達を阻害しないよう、児童相談所をはじめ関係機関と連携して迅速に対応してまいります。

	<p>20 ページ右側をお願いいたします。</p> <p>26 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施 です。</p> <p>この事業は、DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成される最上位のネットワーク会議で、情報の共有と連携強化を図るものです。</p> <p>30年度は、目標の2回を開催し、情報共有のほか、事例検討を行う中で、連携の必要性を再確認いたしました。</p> <p>今後も、会議開催を継続し、それぞれの現場での虐待支援において、有益な情報交換を行ってまいります。</p> <p>最終の22ページをお願いいたします。</p> <p>29 支援団体との連携 です。</p> <p>30年度は、当センターを拠点に、DV防止啓発活動に取り組んでいる市民団体との協働により、定期的に女性のための居場所づくりを実施しました。ひと息つくことのできる空間で、必要に応じて</p> <p>DV支援等に関する情報を得られるスペースとなっております。</p> <p>今後も、女性が足を運びたいような企画を検討し、DV防止やDV被害者支援につなげてまいりたいと考えています。</p> <p>報告は以上となります。</p>
大沼会長	<p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>何か意見はございますか。</p> <p>藏委員、お願いいたします。</p>
藏委員	<p>実は私、DV被害の加害者の更生プログラム、ファシリテーターの資格講座を7年前に受け、そこでファシリテーターの資格をとりました。その仕事に関わってから約6年になり、横浜の支援センター「ステップ」というところでやっております。</p> <p>DV被害が減らないということは、DV加害者の更生プログラムが有効にいていないことが大きな原因のひとつです。DV被害者の保護はとても大事ですが、同時に加害者を更生しないと被害者が減らないのです。</p> <p>加害者が有罪になるケースは少なく、結局、別れても再婚してもまたDV、横浜の支援センターに来ている人は、再婚者が多く、一回目もDV、二回目もDVをやってしまった、大きな理由のひとつとしては、彼らは自分がどのような思考でDVをしたかという、他に手段がないから。みなさんもお存知だと思いますが、「力と支配」ですね。暴力は支配するための手段です。要するに自分は暴力を振るって相手に痛みを感じさせると、相手は自分に従ってくれるというので使う有効な手段のひとつです。もちろん、暴力を振るう以外にもいろいろあります。精神的、経済的、いろいろです。</p> <p>アメリカのカリフォルニアで、被害者を保護すると同時に、加害者が必ず更生プログラムを受けるということが法律で決められています。</p> <p>でも、日本ではそういう法律がないんですね。やはり接見禁止とか、あるいは</p>

	<p>別れるとか、それしかないので、そこはシェルターで保護するとか。</p> <p>私たちの中では、サファリパーク、野外動物園で猛獣は外にいて、家畜はかごの中にいるような感じで、被害者は保護します。そうしたら加害者は野放しです。それでは被害者は不安でしょうがない。どのように加害者を更生させて、別れるか、別れないかは本人の意思で決めていいので、そこは更生してもう一度、良い人生を歩んでもらうことが必要ではないかと思います。</p> <p>例えば3ページの中に、DV根絶の推進体制、その中に加害者の更生プログラムでもいいですし、あるいはもう一つ、別に作ってもいいので、必ず更生プログラムがいかにか重要かということは、やはり被害者にとっては一番の救いではないかと思います。</p> <p>もうひとつは、シェルターです。</p> <p>シェルターは例えば、子どもと一緒にいる場合は、幼稚園とか学校には行けません。そこも大きな問題なので、どのようにして子どもが行けるような環境を整えるには、どうすればいいのか、みんなと一緒に考えていきたいです。</p> <p>大体、以上です。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>藏委員より、ただいま、DV加害者の更生プログラムを作るということ、シェルターに入ったお子さんの通学問題についてご意見がありました。</p> <p>これについて、ご意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>松本委員、お願いいたします。</p>
松本委員	<p>加害者の更生プログラムはいくつかのNPOが取り組んでいます。ただ、市川市の中でその情報が得られるのは男女共同参画センターの4階にある図書スペースにあるパンフレット等しかなく、そこまでたどり着くことができる人数を考えると、もっと加害者の更生プログラムの周知に力をいけたら良いなと思っています。また、シェルター等、加害者に知られてはいけないというのも確かに一理ありますが、相談できる場所があり、警察の介入がありうることを、加害者が知っているということだけでも抑止効果になると思います。たとえば、企業で働いているときにパワハラなりセクハラなりのコンプライアンス違反があった場合、私の職場には通報できる窓口があります。だいたい職場内で解決することが多いのですが、自分の直属の上司だったり周りの先輩だったりパワハラセクハラ等のコンプライアンス違反があることを知っていて何も動いてくれないときも、通報できる窓口があることを新入社員から派遣社員から全員が知っているということだけで、下の人間も安心ができますし、逆に私もだんだん後輩が増えてくる中で、パワハラ、セクハラをしてしまうと通報されてしまう、という危機感があることでやらないように気を付けなければという意識が芽生えてくるので、どうしても加害者は男性が多いのですが、けして家庭が無法地帯ではないということを周知することも、抑止力が出てくると思います。</p> <p>また、私は独身でして、実は市川市の婚活支援事業にも登録したことがあります。私でしたり、他の独身男性も、けして最初からDVのある家庭を築こうと思っている人はいないわけで、皆さん基本的には幸せな家庭を築こうという意欲はあ</p>

	<p>るわけです。その中で、せっかく市川市は都内と違い婚活支援事業に取り組んでいるので、そこでできれば DV 防止教育にも取り組んでもらえたらと良いなと思っています。DV 防止プログラムに取り組むとなると今度は一体どういうカップル関係、どういう夫婦関係ならば DV のない望ましい夫婦関係になるのかというところもどうしても入ってしまいますが、その辺はファザーリングジャパンさんとかも、うまくパートナーシップのこととか考えていると思うので、これから結婚する人たちも視野に入れていただくと予防になると思います。今の子どもたちは学校である程度聞くことができますが、どうしても私のような世代が一番取りこぼされてしまっていると思いますので、ご検討いただけると幸いです。</p>
大沼会長	<p>松本委員ありがとうございました。他にご意見はございますか。</p>
藏委員	<p>一つ補足させていただきます。先ほど松本さんがおっしゃったように、DV 更生プログラムは全国に十数か所ございます。船橋市にもあります。東京には2か所、横浜には1か所、神奈川県にもありますし、全国、北海道の札幌にもありますし、全国で十数か所。一番更生率が高かったのが今のところは横浜です。約八割です。更生率の基準はどう評価するかというと、別れたパートナーさんとかあるいは付き合っているパートナーとか、あるいは今からもう一度関係を作り直すパートナーさんからの評価でその人は更生したかどうか判断します。もう一つ、松本さんもおっしゃったように結婚前にそういったことをしっかり頭に入れていけば一番良かったと思うので、今日は横浜のパンフレットを持ってきました。プログラムは2つあります。1つは毎週1回で、年間52回です。週に全部で5回ありますが、その中の1つに参加するという形です。水曜日1回(2時間)、土曜日2回(4時間)、日曜日2回(4時間)です。もう一つは夫婦塾。夫婦塾とは言いますが結婚していてもしていなくても参加できるので、事前防止とDV後の更生、どちらもできます。パンフレットを設置すれば、だれでも気軽に手に入れられれば、というのもあるのではないかと思います。もう一つは、できれば市川でそういったプログラムを作れば、それが1番理想的なのではないかと思います。以上です。</p>
大沼会長	<p>藏委員ありがとうございました。有意義な情報をたくさん聞かせていただきました。他の委員は何かございませんか。</p>
村井委員	<p>相談窓口の件ですが、実は昨年度の会議の時にも今の市川市の外国人の状況、人口状態について話をさせていただきました、すごく急に人口が変わってきています。今までは、中国、韓国、フィリピン、第3位までは全然不動だったのですが、今は第2位がベトナムになっていると話をさせていただきました。今の話の3か国はほとんどの方は家庭を持っているのですが、ベトナム人の方はほぼほぼ若くて、未婚だったりして非常に若いベトナム人の方がたくさん増えていますよ、という話をさせていただいたところ、早速窓口のチラシにもベトナム語のカードをいれていただいた、ということで早速対応していただいたことを知って大変心強く思っておりますので、今後もそういった情報をきちんと受け止めたうえで、こういった窓口やチラシ、カードなどを作っていただけるととても役に立つと思います。ありがとうございました。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。他に何かございますか。</p>

	<p>それではただいま意見をいただいたところを修正、調整しまして、皆様にご確認いただいた後、公表するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。続きまして、諮問1に基づき、「市川市男女共同参画基本計画 第7次実施計画（素案）」について、進めてまいりたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。</p>
<p>内池主幹</p>	<p>着座にて失礼いたします。</p> <p>1 ページをご覧ください。始めに、実施計画策定の趣旨ですが、本市では、平成20年8月に「市川市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。そこで本市の男女共同参画推進のための主要課題を明らかにし、3か年ごとの実施計画にて、基本計画の実現に向けた施策を策定しております。</p> <p>第7次実施計画では、令和2年度から4年度までの3か年において、取り組む施策を策定いたしました。</p> <p>そして、第6次実施計画に引き続き、女性活躍推進法の推進計画としての位置づけをしております。この法律は、女性の社会進出を推進するための法律であり、男女共同参画とその理念を同じくするものです。</p> <p>女性活躍推進法につきましては、市職員に対応するものは、人事課所管の「特定事業主行動計画」により、実施してまいります。市民や事業主等に対応するものにつきまして、当課が所管課となり実施をまいります。</p> <p>2 ページから4 ページをご覧ください。</p> <p>市川市男女共同参画基本計画では、8 個の主要課題を定め、その課題をより具体化した個別課題を24 個設定し、個別課題それぞれに対応する施策を78 個設定しております。</p> <p>この施策に沿い、第7次実施計画では28 の進行管理事業とその他、関連事業への取り組みを行ってまいります。</p> <p>「事業」と記載しているもののうち、数字が附番されているものが進行管理事業になります。（関連）と書かれたものは、関連事業として、他部署がとり行う事業となり、毎年度その進捗について管理を行ってまいります。</p> <p>なお、関連事業につきまして、現段階では、大部分において、第6次実施計画の事業を掲載しています。第7次実施計画へは、改めて各部署に調査を行い、精査の上、次回以降の審議会の場で、正式なものをお示ししてまいります。</p> <p>5 ページをご覧ください。国及び千葉県の取組です。</p> <p>国は、平成27年末に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、千葉県は、平成28年3月に「第4次千葉県男女共同参画基本計画」を策定しました。いずれも現在進行中のものであり、本市実施計画も、それらを踏まえた内容となっております。</p> <p>6 ページから8 ページをご覧ください。</p> <p>現在、第6次実施計画の最終年度が進行中ではありますが、現在までの成果と課題について、主要課題ごとに記載をしております。</p>

9 ページでは主要課題ごとの成果指標と、目標値及び達成値を掲載しておりますが、目標値に達していない課題が多くあることがわかります。

この結果を受けまして、第7次実施計画では事業内容及び、目標設定の見直しを行いました。

また、成果指標につきましては、主要課題1を除きe - モニターアンケート（以下、アンケートとします）の結果により

達成値を集計しておりますが、平成30年度の達成値が平成29年度を下回ったものについては、クロス集計し、そのグラフを10ページおよび11ページに掲載いたしました。

10ページの男女の地位の平等については、年代が上がるにつれ、男性優遇と回答する割合が高くなることがわかります。

この結果から、事業を行う対象の年齢層についても、検討する必要があることがわかりました。のちにご説明いたしますが、主要課題2の成果指標として据え置き、目標達成に向けた取り組みを行ってまいります。

また、11ページの外国人が安心して暮らせるまちであるか、との問いについては、ほぼ全ての世代に「そう思わない」と回答する割合が存在することから、年齢層を限定せず、広く事業を展開する必要があることがわかります。

こちら主要課題7の成果指標として据え置き、引き続き取り組んでまいります。

また、推進すべきとされる男女共同参画施策についても、市民の意向を確認できましたことから、それらを踏まえ、第7次実施計画を検討しております。

14ページをご覧ください。

第7次実施計画における重点事業の選定ですが、先ほどのアンケートの結果を踏まえまして、

- ・政策・方針決定過程への女性の参画推進、
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進、
- ・LGBTや外国人に対する理解促進

の3点について、重点的に取り組んでいくこととします。

進行管理事業では、一部を除き、目標を設定し、年度ごとに評価、検証を行ってまいります。

結果は、翌年度の審議会の方でご報告するとともに、市民にも公表してまいります。

15ページをご覧ください。事業の標記については、重点事業、新規事業、および女性活躍推進計画の実施事業が分かるような標記を用いております。評価についても、従来と同様の方法で行ってまいります。

それでは、主要課題に沿い、第7次実施計画における進行管理事業のうち、重点事業および新規事業等の主な個別事業について、ご説明します。

16 ページをご覧ください。

これまで、主要課題の成果指標は、この主要課題1のみ、事業を成果指標としておりましたため、第7次実施計画より新たな成果指標を設定し、他の主要課題と同様、課題の成果が図れる内容といたしました。そのため、現状値が把握できておりません。

今年度アンケートを実施し、次回以降の審議会にてお示しいたします。

17 ページをご覧ください。ジェンダーギャップ指数における日本の順位は、非常に低い状況です。このあたりの状況も踏まえまして、18 ページの1番、

「各種審議会等への女性委員の登用の促進」を重点事業といたしました。あわせて、女性活躍推進計画の実施事業としても位置付けております。

本市の審議会における女性委員の割合は、国が目標とする値を下回っており、また、女性委員のいない審議会もございます。目標値の達成に向け、担当部署への働きかけを継続してまいります。

続きまして、2番、「女性職員の管理職登用の促進」です。

本市の管理職における女性職員の割合は、微増傾向にありますが、依然少ない状況です。重点事業と位置づけ、昇進後のフォローアップも含めた女性職員のキャリア支援を行うことで、女性管理職の割合の上昇を目指します。

19 ページをご覧ください。

5番、「政治分野における男女共同参画推進のための情報発信」です。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月23日に公布、施行されたことを受け、新規事業として策定したものです。

選挙における男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指した法律であり、当該事業からは直接的な働きかけを行うことはできませんが、環境整備や土壌づくりのための、情報発信による啓発を行ってまいります。

24 ページをご覧ください。主要課題2についてご説明いたします。

成果指標は第6次実施計画と同様です。アンケート結果につきましては、さきほど、説明をいたしましたので、割愛させていただきます。

26 ページをご覧ください。

10番、「発行物における表現の配慮に関する情報の発信」です。

性別役割分担意識の改善に取り組むため、まずは市の発行物が、多様で適切な表現に配慮されたものとなるよう、情報の発信を行ってまいります。

次に11番、「LGBTに関する理解促進のための啓発」です。

多様性を認める社会に向けた取り組みが全国各所で動き出している中、本市で

は、これまでLGBT講座の実施や、情報誌による、LGBT特集の配信を行ってまいりました。第7次実施計画では、ひとつの新規事業として統合し、理解促進のための啓発活動を行ってまいります。

35 ページをご覧ください。主要課題3についてご説明いたします。

成果指標は、第6次実施計画と同様です。市民、事業所、市職員、それぞれにワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業を展開してまいります。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画の中心事業としても位置付け、取り組んでまいります。

38 ページをご覧ください。

18 番、「事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発」です。

重点事業として、労働環境の改善や、各種ハラスメントへの対策等も踏まえた啓発活動を、事業所等を対象に行ってまいります。

42 ページをご覧ください。主要課題4についてご説明いたします。

成果指標は第6次実施計画と同様です。アンケートでは、固定的性別役割分担に関する市民の意識確認を行っておりますが、男性のほうが「夫は外、妻は家」という意識を強く持っていることがわかります。この結果を踏まえまして、ターゲットを絞った事業展開を行ってまいります。

53 ページをご覧ください。主要課題5についてご説明いたします。

成果指標は第6次実施計画と同様です。アンケートでは、自身の健康のためにすでに行動をしている人が6割を超え、市民の健康意識の高さが伺えたものの、クロス集計では、男女別や、年代別でのばらつきがあることがわかりました。

生涯に渡る健康づくりについて、さらに意識を高めてもらえるよう、主に保健部が所管する関連事業を推進してまいります。

57 ページをご覧ください。主要課題6についてご説明いたします。

成果指標は第6次実施計画と同様です。先の説明と重複いたしますが、アンケートでは、回答者の多くが、男女共同参画の施策として推進すべき項目を、DVやセクハラ対策と回答しております。

DVは家庭内の人間関係の問題ではなく、人権の侵害であるとの認識が確実に定着するよう、事業を展開してまいります。

62 ページをご覧ください。主要課題7についてご説明いたします。

成果指標は第6次実施計画と同様です。

アンケート結果につきましては、説明いたしましたので、割愛させていただきます。

本市での外国人の増加は、市川市の人口増加のスピードを上回っている状況に

	<p>あり、国際化の進展に伴い、生活者としての外国人が、安心して暮らせる環境の整備は急務であると考えます。</p> <p>64 ページをご覧ください。26 番「外国人への相談対応」です。</p> <p>外国人が生活する中で、様々な悩みや問題に直面することが予測されます。そこで、男女共同参画センターにおける、女性のための相談室を多言語にて広く周知し、相談室を活用することで、抱える問題を解決していただき、安心した生活を送ることができるよう、外国人も地域社会の一員である、という視点に立ち、重点および新規事業として位置づけました。</p> <p>66 ページをご覧ください。主要課題 8 についてご説明いたします。</p> <p>成果指標および進行管理事業につきましては、第 6 次実施計画を踏襲してまいります。(男女共同参画に関する情報収集と、市民の意識調査を継続し、事業や施策に反映させていきたいと考えております。)</p> <p>71 ページ以降は、参考資料となります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
大沼会長	<p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>何かご意見はございますか。</p> <p>松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>19 ページの NO.5 政治分野における男女共同参画に関する情報発信の回数ですが、審議会の女性の比率はやりやすいかと思うのですが、やはり、議会、市議会でしたり、県議会議員での女性議員の比率をできれば 3 割位にあげていかないとなかなか政治分野における女性の比率は達成できないのと、ジェンダーギャップ指数の日本の地位の低さはなかなか向上していけないのかなと思います。それに対して市が直接的に取り組むのは難しいと思いますが、例えば政治家を目指したいという女性がどこに行けばそういう学びができるのか、どういう本を読んだらいいのかという情報提供を、職業選択のひとつとして、情報を取りにいけるように環境を整えていくということに取り組んでいただけたらありがたいと思います。市の講座としてということではなくて、女子学生が自分の職業選択を考えた時に、政治家として、社会をよくしていきたいというキャリアプランを考えたときに、その人自身がなにを勉強していったらいいのかとか、どういう人に話しを聞きにいったらいいのかとか、そういう情報を取りにいけるようになるのかなと思います。たしか、市川市は、毎月第 2 木曜日に女性のためのキャリアの相談会、いちカフェ@ウィズ、私も参加させていただいたことがあって、ああいう場はすごくとてもよかったと思います。それは、どちらかという、一度家庭に入られた方が、また働きたいという意欲をもった方が気軽に来れるようにと、講師の方も職員の方もすごくいい雰囲気、とてもいい場だったと思います。そういうすごくいい取り組みをたくさんされているので、それをさらに生かすような</p>

	<p>形で、政治家というキャリアプランの選択というのを学んでいけるようになればと思います。あと、国際事業に関してなんですが、66ページの外国人が住みやすいかどうかのアンケートの回答者について、実際に住んでらっしゃる外国人の方なのか市川市に住んでいる日本人の方なのかで、だいぶ評価の仕方で変わってくるかと思っておりますので、その部分を聞きたいと思っております。</p>
内池主幹	<p>市川市で行っておりますeモニターアンケート調査になりまして、アンケートに回答するのに、登録をいただいている市民という形になりますので、あくまでも外国人のみという訳ではございません。以上でございます。</p>
松本委員	<p>ありがとうございます。そうしますと、本橋委員からお話を伺うのがよいでしょうか。失礼いたしました、村井委員、実際に住んでいる外国人の方と接してらっしゃるので、お話を伺えればと思います。</p>
村井委員	<p>このことについても、昨年、「誰に聞いてますか」というのは、質問させていただきました。その時も、やはり、外国人の方には聞いていないというご意見をいただきまして、一度、私どもにご相談いただければと、お願いした経過がございました。もうひとつですが、安心して暮らせるまちだというのは、先ほどもおっしゃったように、安心とは何なんだろう、ひとつは、防犯とかの部分で、治安がいいといった部分だと思いますが、もうひとつは、災害が起こった時に安心して避難できるかということ、また、女性として、助けを求めるところがあるだろうかといういくつかの点についても、もう少し具体的な施策を作っていただきたいというようにお願いいたしました。その時もお話しましたが、和洋女子大の方で、女性リーダー養成講座というのをやっています。防災女性リーダーが素晴らしいというお話をさせていただきました。何か少しでも今の施策が前に進んでいただくことを、私どもも願っています。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。 この件に関しまして、他にご意見はございますでしょうか。 藏委員お願いいたします。</p>
藏委員	<p>後ろの参考資料の中で、76 ページ、基本理念の(2)、男女が男らしさ女らしさを否定することなくとありますが、今は、男らしさ女らしさは、私達、ジェンダーバイアスの勉強の時には、もう使わないようにしています。自分はどちらか定めていない方もいらっしゃるのでは、この言葉を外された方がいいかもしれないので、だいぶ前、平成18年ということですが、次は下の、実現すべき姿、(1)のウ、専業主婦を否定することなくとありますが、専業主婦というののもどうかと思います。専業主婦も元々は働いているのです。名前はどうかはわかりませんが、専業主婦もひとつの働く形として、認めないといけないかなと、私は感じています。 あと、先ほどの発言を訂正します。サファリパークの中の家畜と猛獣ですね。以上です。</p>
大沼会長	<p>藏委員より、男らしさ、女らしさ、専業主婦の文言を外したほうが良いとのご意見をいただきました。他に、ございますでしょうか。</p>
松本委員	<p>藏委員の意見に追加して、私も、男らしさ、女らしさというよりも、その人各</p>

	<p>人が、自分らしさを追及できるのがいいかなと思っています。ちょっと話が脇に外れるのですが、私は、この間フリフリのワンピースを着て、出かけて行き、女らしい格好をしてなんだという人はいないと思うのですが、その後、第二次世界大戦の戦争映画を見に行きました。9割が男性のおじさまばかりでした。私がフリフリのワンピースを着ることも、私が着たい服をきているわけでいいわけで、私が男らしい戦争映画を見に行くことも、私が見たいと思って行くわけで、それはなんらおかしいことではないと思うんですね。だから、それは、各人が自分がどういう生き方をしたいか、どういう服を着たいか、何を食べたいか、何を学びたい、どういう仕事に就きたいとか、そういうことを性別にとられることなく、その人がやりたいことをやれる社会にしていくというのが、市の役割ではないかと思います。あと、専業主婦に関しては、男性の専業主夫というのがでてきてもいいと思っていて、女性が働いて、中には高収入を得て、パートナーと子どもを養えるという方がでてくるのもいいことだと思います。その反面で、男性のほうにも、自分が一家を養わなくてはという考えから解放されて、自分がやりたいことをできますよという選択肢が広がってもいいと思います。なので、専業主婦を否定することなくという部分は、よく無償労働、お金が払われない仕事と言われることでも、家庭のことでの大事さ、子育て、育児であったり、ご近所とのつきあいといったことも評価されるようになっていくといなと思います。以上です。</p>
<p>大沼会長</p>	<p>松本委員、ありがとうございます。男性が主婦になる場合は主婦の部分の漢字は夫ですかね。他にございますか。</p> <p>それでは、市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画素案について、ご意見、ご質問は以上でよろしいでしょうか。本日、ご意見があった部分は修正、調整し、次回の審議会において、再度審議するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>委員一同 【了承】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、諮問2に基づき、市川市男女共同参画基本計画第4次DV防止計画素案について進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、事務局より、説明をお願いいたします。</p>
<p>内池主幹</p>	<p>着座にて失礼いたします。資料4をご覧ください。</p> <p>始めに、第4次DV防止実施計画（素案）（以下、次期計画といたします）の位置づけについてご説明いたします。</p> <p>次期計画は、「市川市男女共同参画基本計画」の主要課題6「人権を侵害する暴力の根絶」を実現するための一部として位置付け、DV防止法に規定されております、「市町村基本計画」に相当し、本市のDV施策の実施に関する基本的な計画となるものです。</p> <p>今年度、第3次DV防止実施計画（以下、現計画といたします）の計画期間が満了を迎えますことから、次期実施計画として策定するものです。</p>

これより、次期計画全体の構成の他、主な変更点についてお伝えいたします。

目次をご覧ください。

次期計画は、第1章 第4次DV防止実施計画の策定にあたって、から、第5章実施計画事業までの5章で構成されます。

3ページをご覧ください。

計画期間は、令和2年度から令和4年度までの3か年です。

続いて、4ページの体系図をご覧ください。基本理念から右に、基本目標、取組の方向、事業を掲載しております。

次期計画が、2025年度までを計画期間とした、「市川市男女共同参画基本計画」の一部となっておりますことから、基本理念から取組の方向まで、大きな変更はございません。変更のある事業につきまして、後ほど、ご説明いたします。

次に、6ページ 第2章DVの現状をご覧ください。

ここでは、警察庁及び内閣府それぞれの相談件数の他、被害者と加害者の関係、被害経験など、現状が具体的にわかるようなグラフを掲載しました。

警察への相談件数が過去最高となっており、被害者の多くは女性であるという結果です。

続きまして、14ページ「第3章 第3次DV防止実施計画の成果と課題」をご覧ください。平成29年度と30年度の達成状況となります。

事業評価は、基本目標ごとになっており、事業数33事業のうち、平成30年度では、32事業が達成できたと評価しました。

成果指標とその達成値については、4 DV根絶の推進体制以外、目標値を達成しました。

次ページの各基本目標の成果と課題です。

「基本目標1 DVを許さない社会づくり」では、啓発活動に力を入れました結果、DVの認知度が上昇しました。

上昇した認知度を維持し、社会的な風潮を高めるためにも、啓発活動の継続が大切であると考えます。

「基本目標2 安全で安心できる相談体制の充実」では、相談業務の他、相談従事者の対応力を高めるため、外部研修に出席し、相談体制の強化を図りました。今後も、従事者の知識の修得と相談対応力の向上に努め、充実した相談体制の継続に努めます。

「基本目標3 実効性のある自立支援」では、関係部署と連携しながら、

DV 被害者の生活再建に関わる行政手続きを円滑にするため、DV 相談証明書による支援を行いました。今後も引き続き実施してまいります。

「基本目標 4 DV 根絶の推進体制」では、ネットワーク会議や関係機関等において、情報共有及び連携を図ったほか、支援団体との共催事業において、DV 防止の啓発を行い、DV 被害者の早期発見に努めました。

これまで同様、DV と児童虐待の密接な関係も十分考慮しながら、関係部署とより一層の連携強化を加速させ、網の目の細かな推進体制づくりを目指してまいります。

次に、16 ページをご覧ください。

意識調査（eモニターアンケート）からみえる課題についてです。

ここでは、

- ・DV＝身体的暴力というイメージが高い
- ・命の危険を感じた経験は女性の割合が高い
- ・DV を受けても相談しない人が 62%という結果でした。

また、DV 防止のために求められているものは、安全確保体制の充実が 59%と 1 番多く、被害者の早期発見、子どものケアと続いています。

今後力を入れて欲しい取り組みでは、学校でのいじめ、児童虐待が多くを占めています。

これらの結果から、DV 防止の啓発、相談及び推進体制のさらなる充実の向上を図る必要があると考えました。

そこで、こうした現状と課題や社会情勢等を踏まえながら、既存事業を整理し、新たな事業を加えました。

21 ページ「第 4 章 第 4 次 DV 防止実施計画の考え方」をご覧ください。

事業数は 29 事業から 28 事業になっております。

その内訳は、継続が 26 事業、廃止が 3 事業、新規が 2 事業です。

廃止事業は、基本目標Ⅱ安全で安心できる相談体制の充実のうち、「被害者の個人情報の適切な管理」「外国人への相談の配慮」「高齢者・障がい者への相談の配慮」の 3 事業です。

個人情報の適切な管理は、当然に、市川市個人情報保護条例を遵守するものであること、外国人・高齢者・障がい者への相談の配慮に関しましては、これまで一般相談として通常対応しているものであるため、次期計画では、進行管理事業にいたしませんでした。

続いて、新規事業です。

恐れ入りますが、5ページの体系図をご覧ください。1事業は、基本目標Ⅱの、「DV相談担当職員の相談対応力の向上のための研修の実施」、もう1事業は、基本目標Ⅳの、「DVと児童虐待の関連に関する認知度を高めるための協働・連携」になっております。

先に述べました、「DV相談担当職員の相談対応力の向上のための研修の実施」につきましては、相談従事者が参加する外部研修は、法律やDVの現状等についての内容は充実しておりますが、実際の相談技術について学べる機会は少なく、相談員からの要望も勘案し、掲載いたしました。

後述の新規事業は、DVと児童虐待は密接な関りがあることを重要視しました。

今年度から、こども政策部子育て支援課内に、虐待対策担当室が設置されたことを受け、これまで以上に密な連携が可能となり、推進体制の強化が図れることから、掲載したものです。

次に、重点事業についてご説明します。5事業を重点事業としました。

重点1～5と記してございます。

そのうち、重点1及び4は現計画からの継続重点事業としております。

新たな重点事業は、

重点2の「支援体制強化のための相談経過記録の作成」、

重点3の「相談員ケース検討会議の実施」、

重点5の「DVと児童虐待の関連に関する認知度を高めるための協働・連携」になります。

重点2・3につきましては、市民が期待する、DV被害者の安全確保を適確に行うためには、充実した相談体制ときめ細かな被害者への自立支援が不可欠であると考えました。

なお、重点2におきましては、現計画では、「支援計画による情報共有」でありました事業名を、現在の支援状況に合わせ、経年的な支援経過がわかる

「支援体制強化のための相談経過記録の作成」に変更しております。

被害者の置かれた環境は常に流動的です。そのため、ケース検討会議を積極的に行うことで、支援の振り返り、方向性の確認・修正等を随時行い、個々の事情に合わせた最善の支援ができるよう、努めてまいります。

重点5につきましては、新規事業でご説明したとおりです。

次に、第5章 実施計画事業の説明をさせていただきます。

24ページをご覧ください。

本章では、基本目標ごとの成果指標と取組の方向、事業を掲載しております。
始めに、各基本目標の成果指標ですが、これまで、基本目標と成果指標の文言に乖離がありましたため、見直しました。よって、成果指標の現状値を把握できていないことから、今年度のeモニターアンケートにおいて、成果指標に合わせた現状値を把握いたします。

また、各成果指標の目標値につきましても、把握した現状値より上昇させていくことが重要であると捉え、矢印での表現としています。

同様に、事業名と事業概要につきましても、文言の見直しをおこないました。

なお、事業概要の内容につきましては、大きな変更はございません。

また、現計画での事業名の目標、目標数値をそれぞれ、指標、目標値に変更しております。ただし、目標値の設定が適さない事業に関しましては、報告としています。

基本目標Ⅰの成果指標を「DVを知っている人の割合」から、

「DVを許さない社会的風潮が高まっていると思う人の割合」としました。

26 ページをご覧ください。事業名 2. を「DV 根絶強化月間の実施」から

「啓発活動」に、26 ページの事業名 3. を「人権擁護委員との協働」から

「人権擁護委員と協働した人権教室及び人権講演会の実施」に、

27 ページの事業名 5. を「関係部署に向けた啓発」、事業名 6. 「教育現場の職員に向けた啓発」の「啓発」部分を「情報発信」へ変更しています。

30 ページをご覧ください。

基本目標Ⅱの成果指標を、「相談窓口があることを知っている人の割合」から「相談窓口が充実していると思う人の割合」としました。

また、事業名の主な変更点は、31 ページの事業名 8. 及び 34 ページの 14. になりまして、いずれも、先に述べたとおりでございます。

35 ページをご覧ください。

基本目標Ⅲも同様に整合性を図り、成果指標を「支援について知っている人の割合」から、「支援が充実していると思う人の割合」に変更いたしました。

主な事業名の変更は、37 ページの、事業名 18. 「保護命令申立てに関する助言・支援」を実際の支援内容に準じた、

「保護命令申立て時における書類作成」を加え、事業名 22. 23. では、

「就学、保育園等の入園における支援」をそれぞれ、「学校関係部署との連携」、「保育関係部署との連携」に変更しています。

39 ページをご覧ください。

基本目標Ⅳでは、成果指標を、「市の行政支援に期待する人の割合」から、

「DV 根絶の推進のためには、関係機関・関係部署の緊密な連携が充実している

	<p>と思う人の割合」に変更しました。事業名の変更は、事業名 28. になります。</p> <p>この事業は、先述の重点及び新規事業でありまして、イベントや講座などにおいて、児童虐待関係部署と協働・連携し、DV と児童虐待は密接に関わりがあることを広く市民へ周知してまいります。</p> <p>以降は、会議の体系図、連携図、参考資料であります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
大沼会長	<p>事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。</p> <p>門倉委員、お願いします。</p>
門倉委員	<p>ここでお聞きすることかよくわからないのですが、相談内容で、高齢者、児童虐待、生活困窮者からの相談が多くて、今回は整備をしたというお話があったのですが、いわゆる貧困ビジネスといいますか、生活保護とか年金を取られて、アパートに入れてもらうとか、そういうことに対しての、暴力的なことがあったりした場合の、それについての対策といいますか、ここではないかもしれないのですが、どこで、どういう風にやっているかというのがわかからないので、おしえていただきたいと思います。</p> <p>それから、こども家庭支援センターの中に、虐待対策担当室ができたというのが、市報にも、新聞にも載っていたのですが、それが、43 ページや、42 ページの組織図のどこにあるのかというのをおしえていただければと思います。</p>
大沼会長	<p>ただいまの、門倉委員の質問に対して、事務局より説明をお願いいたします。</p>
内池主幹	<p>恐らくという回答になってしまうのですが、貧困ビジネスに関しましては、現在、庁内の中で担当部署がわかりかねる状況です。警察が当てはまるかなというところで、確実な回答ではないので、お調べして、わかるようであれば、報告させていただきたいと思います。</p> <p>もう 1 点ございました、虐待対策担当室につきましては、42 ページの市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の体系図にございます市川人権ネットワークの所管で、子育て支援課がございまして、その中に室がある形になっております。市役所内では、こども政策部の子育て支援課内にあります。こちらの計画内においては、室と相談いたしまして、子育て支援課内に設置されているということで、課名のみ表記する形にさせていただきました。以上でございます。</p>
大沼会長	<p>はい、ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。</p> <p>萩原委員、お願いいたします。</p>
萩原委員	<p>感覚的なことなのですが、14 ページで、第 3 次の計画では、成果指標は、知ってるか、知らないかという単純なアンケートかと思うんですが、今度、新しい計画の中では、充実しているかということなので、これからアンケートをされるのでしょうか、○か×であれば答えられるのが、充実というのが、人によって違うと思うので、それが、成果指標として使われて、2、3、4 が充実しているかとなっていますので、そこらへんを変えた理由というのをおしえていただけますか。</p>
内池主幹	<p>成果指標の文言自体は、これまでの主要課題の文言に合わせた形になっておりまして、例えば、30 ページの基本目標 2 の安全、安心できる相談体制の充実とい</p>

	<p>うふうにありますので、これらの充実が本当に図れているのかというところで、確実に聞こうというところで、変更したところです。今、委員からご意見がありましたように、充実というところは、人によってかなり感覚が変わってくるかなというところは、感じています。今年度、e モニターアンケートを取る段階で、内部でも、項目等を詰めまして、決めていきたいと思っています。ありがとうございます。</p>
大沼会長	<p>他にございますでしょうか。松本委員お願いいたします。</p>
松本委員	<p>児童虐待の面で言いますと、ヨーロッパの里親さんの意見で、虐待してしまう親もまた支援を求めている困窮者であるという考え方が広く一般的になっているようです。DV の加害者の更生プログラムの話とも関連しているかと思うのですが、虐待はいけないというのは当たり前なのですが、虐待をしてしまう親への支援が必要になってくるかなと考えているところです。</p> <p>少し話がずれてしまうのですが、先月、仕入れたばかりの話なのですが、デート DV に関する演劇をやっていたらっしゃる団体さん等があるようで、江東区のイベントで、私は直接見ることはできなかったのですが、その演劇を観た方のアンケート結果を見ると、デート DV に巻き込まれてしまう人の心境だったり、加害者になってしまう心理だったり、観た人には、上手く伝わっていたようなので、もし、機会があれば、学校の演劇を観る会等で、そういった講演をやると、1回、1時間とかの演劇で、たくさんの生徒さん達に観てもらおうと、パンフレットを配るだけよりは、理解が深まりやすいのかなと思いましたので、ご紹介したいと思った話です。以上です。</p>
大沼会長	<p>藏委員、お願いします。</p>
藏委員	<p>先ほど、松本委員がおっしゃったように、たまたまであるかどうかはわからないのですが、横浜に来ている加害者の DV した人たちは、半数以上は、自分も虐待されていたのです。それを虐待と思っていないので、親のしつけのように育てられたので、自分も同じように子供にしてしまったのですね。そしたら、パートナーさんにすると DV で、お子さんにすると、完全に虐待ですね。だから、そこは、全部関連してしまうので、やはり、そういう人達が、わからなかったのも、やってしまったというケースが圧倒的に多いので、そこはいかに支援するか、更生させるのが課題だと思います。</p>
大沼会長	<p>藏委員、ありがとうございました。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、市川市男女共同参画基本計画第 4 次 DV 防止実施計画(素案)について、ご意見、ご質問は以上でよろしいでしょうか。</p> <p>本日、ご意見、ご質問のあった部分は、修正、調整し、次回の審議会において再度審議するということよろしいでしょうか。</p> <p>委員一同 【了承】</p> <p>ありがとうございました。</p>

	<p>会議録作成についてお知らせいたします。本日の会議録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様を確認をしていただいた後に、ホームページ等で公表していく予定となっておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>次に「その他」になりますが、委員の方々から何かございますか。 松本委員お願いいたします。</p>
松本委員	<p>委員会に対してというよりは、市川市の事務局の方に対してのお願いになってしまうのですが、市川市の LINE 登録をして、お友達申請させていただきました。できれば、そういった LINE 等で、男女共同参画センターの講座情報等の配信をしていただけると、情報を受け取りやすくなっていいかなと思います。あとは、メールマガジンも実は登録させていただいていて、婚活のイベントの案内は来るのですが、なかなか講座のご連絡というのが来ないので、メールマガジンや、Facebook や LINE でこういった講座をやりますよとお知らせいただくと、若い人は、意外と広報誌は見ないので、メールマガジンや LINE 等で発信していただくと講座の受講者が少しでも増えないかなと思っています。ぜひともご検討いただけましたら幸いです。</p>
大沼会長	<p>他には、ございますでしょうか。 藏委員お願いいたします。</p>
藏委員	<p>会議のことに関してですが、この会議は毎回、水曜日ですか。それとも不定期ですか。</p>
事務局	<p>不定期でございます。今回はたまたま水曜日の開催でしたが、次回は木曜日の予定となっております。</p>
大沼会長	<p>他にはございますでしょうか。 それでは、事務局からお願いいたします。</p>
内池主幹	<p>先ほど、門倉委員の方から、貧困ビジネスについてということでのご意見をいただいたところですが、調べましたところ、弁護士会の方で、そういった相談や対応をしているということがわかりましたので、報告をさせていただきます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。</p>
内池主幹	<p>今後の予定について連絡をさせていただきます。 9 月頃までを目安に、本日の審議会でのご意見をもとに、各計画案の修正及び調整を行います。</p> <p>先ほどもありましたが、11 月 7 日（木）の午前 10 時より、今年度、第 2 回目の審議会を開催し、各計画案について再度ご審議をいただきます。 審議会の後、11 月中にパブリックコメントを実施いたします。 12 月以降、パブリックコメントの意見をまとめ、それを踏まえた各計画案を作成いたします。 令和 2 年 1 月に今年度、第 3 回目の審議会を開催し、各計画案について再度ご</p>

	<p>審議をいただいたうえで、答申をお願いする予定であります。</p> <p>答申を踏まえ、各計画案を作成いたします。</p> <p>2月から3月に、市役所内の合意を図り、各計画の策定となります。</p> <p>予定は以上でございます。</p> <p>次回の審議会につきましては、改めてお知らせいたしますので、引き続き、ご出席をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
大沼会長	<p>それではこれもちまして、令和元年度第1回市川市男女共同参画推進審議会を閉会いたします。</p>

令和元年 9 月 2 日
市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 大沼 良子